

特別養護老人ホームあかつき別館（多床室） 入 所 費 用 の ご 案 内

特別養護老人ホームあかつきは、老人福祉法に規定された施設で、身体上又は精神上著しい障害があるために、常時の介護を必要とし、かつ、居宅において生活することが困難な方で、原則介護保険法の規定による「要介護3」から「要介護5」の認定を受けられている方が対象となります。

●サービス利用料金（1日あたり）

【単位：円】

介護保険サービス 自己負担金	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
	675円	741円	812円	878円	942円
食 事 代	1,445円				
	第1段階 300円		第2段階 390円		
	第3段階① 650円		第3段階② 1,360円		
居 住 費	855円				
負担限度額	第1段階 0円	第2段階 370円	第3段階 370円		
福祉施設日常生活継続支援加I	36円				
福祉施設看護体制加算I 2	4円				
初期加算自己負担額	30円	※入所日から30日以内の期間。30日以上入院後の再入所も同様			
福祉施設外泊時費用	246円	※病院等へ入院した場合及び居宅等へ外泊を認めた場合。月6日限度			
科学的介護体制推進加算	50円/月				
福祉施設看取り介護加算I	72円	※死亡日以前45日以上31日前			
福祉施設看取り介護加算2	144円	※死亡日以前4日以上30日前			
福祉施設看取り介護加算3	680円	※死亡日以前2日又は3日			
福祉施設看取り介護加算4	1,280円	※死亡日			
福祉施設処遇改善加算I	所定単位総数の8.3%を加算				
特定処遇改善加算	所定単位総数の2.7%を加算				
介護職員等ベースアップ支援加算	所定単位数の1.6%を加算				

※入院・外泊時においてお部屋を確保している場合、居住費は徴収させていただきます。但し、減免対象者（第1～3段階）の方は、福祉施設外泊時費用算定時は通常の負担限度額を、それ以外の期間は855円の負担となります。

※入院された場合の居室代について減免対象者は6日まで、7日以降は全額負担となります。

●その他日常生活に要する自己負担金（1日あたり）

【単位：円】

娯楽費	100	娯楽費用に充当させていただきます (クラブ活動に参加された時のみ)
電気製品使用料	50	居室に持ち込まれる電気製品1件あたりの利用料 (電気毛布、加湿器、在宅酸素など)
貴重品預かり管理費	100	管理をご希望の方のみ必要です
理容・美容サービス	実 費	ご希望される方のみ業者に直接お支払いいただきます
ドライクリーニング等	実 費	ご希望される方のみ業者に直接お支払いいただきます

【問い合わせ先】

〒501-3955 岐阜県関市下白金913番地6

社会福祉法人 祥雲会

特別養護老人ホーム あかつき別館

TEL 0575-46-8110/FAX 0575-28-7363